

### EU が進める防衛研究・技術投資計画—Preparatory Action

上席学術調査員

川名 晋史

現在、EU は「共通安全保障・防衛政策 (CSDP)」を実施するための **Preparatory Action (PA)** の策定途上にある。PA は 2013 年 12 月に 欧州理事会の承認 を受けて検討が進められている計画であり、現在運用中の **Horizon 2020** (以下、**H2020**) が対象としていない防衛分野の研究をサポートしようとするものである<sup>1</sup>。これまで EU 加盟国は、防衛関連の研究・技術 (R&T) 投資をそれぞれ個別に実施してきた。PA はそれを EU のレベル (多国間枠組み) に引き上げて、長期的に実施していこうとするものである<sup>2</sup>。期間は 2017 年から最大 3 年間、総額 7,500 万ユーロから 1 億ユーロ が想定されている。

その投資規模 (7,500 万ユーロから 1 億ユーロ) は決して大きなものではない<sup>3</sup>。加盟国単体の投資規模と比較しても、たとえば、スウェーデンは 2013 年度、7,100 万ユーロの防衛関連の R&D 投資を行っていた。またフランス、ドイツ、イタリアは 2015 年以降、2 年間で 6,000 万ユーロを拠出し、無人航空機 (UAV) の開発に関する共同研究を実施してきた<sup>4</sup>。2014 年には英国とフランスが将来の航空戦闘システムの開発プログラムに 1 億 6,600 万ユーロを共同出資することに合意していた。

そのため、PA の目標は、より包括的な枠組みとして期待される将来の EU 防衛研究計画 (EU-Funded Defence Research Programme: **EDRP**) (2021 年—2027 年) (350 億ユーロ規模) の 基盤構築 にあるとされている<sup>5</sup>。つまり、**H2020** をはじめとする民生部門を対象とした既存のファンディング制度を補完するとともに、欧州の防衛産業の競争力を高め、かつ不確実性の高まる安全保障環境において EU の自立性を担保する手段としての **EDRP** を効率化する パイロット・プログラム として位置付けられているのである。

PA の創設にあたり、欧州委員会は欧州の産業界、政府、欧州理事会、そして学术界から専門家 16 名を招集し、**Group of Personalities (GoP)** と呼ばれる委員会を組織した。彼ら

<sup>1</sup> Horizon 2020 は、欧州の科学技術イノベーション政策の一つであり、2014 年から 2020 年までの期間を対象に、約 770 億ユーロの予算規模をもつ公募型のファンディング・プログラムである。

<sup>2</sup> ただし、それに先行する同種のファンディングとして、欧州理事会が 150 万ユーロの拠出を承認した CSDP 関連の小規模研究プロジェクト (2015 年—2016 年) がある。(FitzGerald, B. and Saylor, K., “Creative Disruption: Technology, Strategy and the Future of the Global Defence Industry,” Center for a New American Security, Retrieved April 18, 2016.)

<sup>3</sup> Daniel Fiott and Renaud Bellais, “A ‘Game Changer’? The EU’s Preparatory Action on Defence Research,” Policy Paper, Armament Industry European Research Group, April 2016.

<sup>4</sup> *Defense News*, May 23, 2015. (<http://www.defensenews.com/story/defense/air-space/isr/2015/05/23/france-germany-italy-uav-male-design-study/27545807/>)

<sup>5</sup> EU 防衛研究計画 (EDRP) は、CSDP の防衛分野における長期的かつ大規模な研究・技術 (R&T) プログラムとして、現在、構想が進められているものである。

には PA の制度設計、そして EU が実施する CSDP 関連研究についての長期的なビジョンを検討する役割が与えられた<sup>6</sup>。具体的な検討課題としては、たとえば、1) EU の CSDP 関連研究にとって最適なガバナンス形態はなにか、2) 機密性、助成スキーム、知財等の問題を扱うための適切なガイドラインとはいかなるものか、3) いかにして EU の防衛関連産業の競争力を高め、企業間連携（共同開発）を促進できるか、があった。

2016 年 2 月、GoP は報告書を提出し、それは欧州の防衛産業から高い評価を受けることとなった。たとえば、防衛産業の利益団体である ASD (AeroSpace and Defense) は、GoP の勧告を PA の制度設計に反映するよう求めた<sup>7</sup>。現在、欧州委員会では GoP の報告書をベースに、最終的な計画の取りまとめ作業が行われているところである。

### PA の背景

EU は伝統的に防衛関連の研究活動に基金を充てることに強い制約をかけてきた。たとえば、現在運用されている H2020 も、採択された 27 件のプロジェクトはいずれも民生プロジェクトであった<sup>8</sup>（なお、助成対象となった代表機関は、イスラエルを除き、EU 加盟国の民間企業・研究機関であり、大学を代表機関とするプロジェクトはない<sup>9</sup>）。

一方、欧州理事会は 2000 年代以降、EU の安全保障環境の悪化に強い懸念を表明してきた。たとえば、2008 年 12 月、欧州理事会は加盟国に対し、防衛支出の概ね 2% を防衛関連研究（防衛能力開発）に充てる努力目標を設定するよう求めた<sup>10</sup>。もともと、加盟国の側も、かねてから自国の防衛分野における R&T および R&D 投資の重要性を認識してきたが、リーマンショック以降、その規模は抑制される傾向にあった<sup>11</sup>。

対照的に、民生分野の R&D 投資は活況を呈していた。そこで、欧州委員会は民から軍への転用（spin-on）、そして dual use 分野への投資を拡大する道を模索し始めた。解として考えられたのが、それまで各加盟国が個別に実施してきた防衛分野への投資と、EU が伝統的に行ってきた民生分野に対する投資を補完し、かつ EU 全体の防衛能力を向上させる新たなファンディング制度の創設であった<sup>12</sup>。

PA はその重要な試金石として位置付けられた。念頭にあったのは米国の DARPA だったとされる。実際、GoP の報告書でも DARPA は一つのモデルとして扱われた<sup>13</sup>。長期的かつ革新的なプロジェクトの発掘を企図した DARPA のミッションは、欧州委員会の問題意

---

<sup>6</sup> European Commission, *Implementation Roadmap: A New Deal for European Defence*, June 24, 2014.

<sup>7</sup> ASD Position Paper, *Considerations on the Proposed EU Preparatory Action on CSDP-Related Research*, February 6, 2015.

<sup>8</sup> Group of Personalities, *European Defence Research: The Case for an EU-Funded Defence R&T Programme*, European Union Institute for Security Studies, February 2016, p.56.

<sup>9</sup> See Website, European Commission, Research and Innovation.  
[http://ec.europa.eu/research/participants/docs/h2020-funding-guide/grants/applying-for-funding\\_en.htm](http://ec.europa.eu/research/participants/docs/h2020-funding-guide/grants/applying-for-funding_en.htm)

<sup>10</sup> Group of Personalities 2016: 54.

<sup>11</sup> FitzGerald and Sayler 2016.

<sup>12</sup> Fiott and Bellais 2016: 6.

<sup>13</sup> Group of Personalities 2016: 56.

識とも合致していたからである。米国が 2014 年 11 月に発表した、いわゆる「第 3 の相殺戦略<sup>14</sup>」(Third Offset Strategy: TOS) も、EU をして PA ならびに EDRP の準備作業を急かしめる要因となった。TOS はロシアと中国が進める軍事力の近代化を、米国の高度通常兵器技術(たとえば、無人航空機・潜水機、ステルス兵器、小型超電磁砲等)によって「相殺」することで、米国の軍事的優位を確保ようとする構想である。米国が軍事分野の R&D 投資を全省的なイニシアティブのもとで加速させる決意を示したことで、欧州の防衛産業もそうした動きにキャッチアップすべく、PA/EDRP の必要性を強く認識するようになったのである<sup>15</sup>。

---

<sup>14</sup> 「第 1 の相殺」は 50 年代の「ニュールック戦略」、すなわち東側の通常戦力を米国の核兵器による大量報復で相殺しようとしたものであり、「第 2 の相殺」は、70 年代に生じた東側の核戦力の増大を、米国のステルス技術・戦闘管理のネットワーク化等によって相殺しようとしたものである。(Memo, SoD to Deputy Secretary of Defense, “The Defense Innovation Initiative,” Nov. 15, 2014.)

<sup>15</sup> FitzGerald and Saylor 2016.